

議案第39号

かごしま県民交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定  
の件

かごしま県民交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように  
制定する。

令和8年2月提出

鹿児島県知事 塩田康一

かごしま県民交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

かごしま県民交流センターの設置及び管理に関する条例（平成14年鹿児島県条例第69号）の  
一部を次のように改正する。

別表の1中表の部分を次のように改める。

区 分			基 本 使 用 料					
			午前9時 から正午 まで	午後1時 から午後 5時まで	午後6時 から午後 10時まで	午前9時 から午後 5時まで	午後1時 から午後 10時まで	午前9時 から午後 10時まで
県民ホール	入場料を徴収しない 場合	平 日	円 8,500	円 25,600	円 32,600	円 34,200	円 58,100	円 64,300
		土・日曜日 休 日	10,300	30,700	38,700	41,500	69,400	76,900
	入場料を徴収する場 合	平 日	13,700	41,200	51,400	54,800	92,500	102,600
		土・日曜日 休 日	15,500	49,700	61,700	65,100	111,200	122,800
大ホール	入場料を徴収しない 場合	平 日	3,400	10,600	13,600	14,200	24,200	26,700
		土・日曜日 休 日	4,400	12,700	16,000	17,300	28,800	32,100
	入場料を徴収する場 合	平 日	5,700	17,200	21,200	22,900	38,600	42,700
		土・日曜日 休 日	6,400	20,600	25,600	27,000	46,400	51,200
中ホール	入場料を徴収しない 場合	平 日	2,200	6,800	8,500	8,900	15,300	17,100
		土・日曜日 休 日	2,700	8,100	10,200	10,800	18,300	20,300
	入場料を徴収する場 合	平 日	3,500	10,800	13,700	14,600	24,400	27,000
		土・日曜日 休 日	4,100	13,200	16,200	17,300	29,300	32,600
ギャラリー 第1	入場料を徴 収しない場 合	1日につき	31,200円					
	入場料を徴 収する場合	1日につき	46,800円					
ギャラリー 第2	入場料を徴 収しない場 合	1日につき	21,400円					
	入場料を徴 収する場合	1日につき	32,100円					
ギャラリー 第3	入場料を徴 収しない場 合	1日につき	4,000円					
	入場料を徴 収する場合	1日につき	6,100円					
	入場料を徴							

展示ロビー		収めない場合	1日につき 4,000円					
		入場料を徴収する場合	1日につき 6,000円					
リハーサル室 第1	リハーサルに係るもの	入場料を徴収しない場合	5,500	5,500	5,500	10,700	10,700	16,300
		入場料を徴収する場合	8,100	8,100	8,100	16,100	16,100	24,600
	リハーサルに係るもの以外のもの	入場料を徴収しない場合	8,500	10,900	10,900	16,600	16,600	25,100
		入場料を徴収する場合	12,700	16,500	16,500	25,000	25,000	37,500
リハーサル室 第2	リハーサルに係るもの	入場料を徴収しない場合	1,000	1,000	1,000	2,200	2,200	3,200
		入場料を徴収する場合	1,500	1,500	1,500	3,100	3,100	4,900
	リハーサルに係るもの以外のもの	入場料を徴収しない場合	1,700	2,300	2,300	3,200	3,200	4,800
		入場料を徴収する場合	2,500	3,200	3,200	4,900	4,900	7,200
リハーサル室 第3	リハーサルに係るもの	入場料を徴収しない場合	1,000	1,000	1,000	2,100	2,100	3,100
		入場料を徴収する場合	1,500	1,500	1,500	3,100	3,100	4,700
	リハーサルに係るもの以外のもの	入場料を徴収しない場合	1,700	2,200	2,200	3,100	3,100	4,800
		入場料を徴収する場合	2,500	3,100	3,100	4,700	4,700	7,100
リハーサル室 第4	リハーサルに係るもの	入場料を徴収しない場合	1,000	1,000	1,000	2,100	2,100	3,000
		入場料を徴収する場合	1,500	1,500	1,500	2,900	2,900	4,600
	リハーサルに係るもの以外のもの	入場料を徴収しない場合	1,700	2,100	2,100	3,000	3,000	4,700
		入場料を徴収する場合	2,500	2,900	2,900	4,600	4,600	7,000
リハーサル室	リハーサルに係るもの	入場料を徴収しない場合	700	700	700	1,200	1,200	2,100
		入場料を徴収する場合	1,000	1,000	1,000	2,000	2,000	2,900

第5	リハーサルに係るもの以外のもの	入場料を徴収しない場合	1,000	1,400	1,400	2,200	2,200	3,100
		入場料を徴収する場合	1,500	2,200	2,200	3,100	3,100	4,700
リハーサル室 第6	リハーサルに係るもの	入場料を徴収しない場合	600	600	600	1,100	1,100	2,000
		入場料を徴収する場合	900	900	900	1,800	1,800	2,800
	リハーサルに係るもの以外のもの	入場料を徴収しない場合	900	1,200	1,200	2,000	2,000	2,800
		入場料を徴収する場合	1,400	1,900	1,900	2,800	2,800	4,200
スタジオ・調整室		入場料を徴収しない場合	1時間までごとにつき 1,000円					
		入場料を徴収する場合	1時間までごとにつき 1,500円					
楽屋（第1から第4まで）		入場料を徴収しない場合	1室につき 2,300円					
		入場料を徴収する場合	1室につき 3,400円					
大研修室（第1から第4まで）		入場料を徴収しない場合	6,700	8,400	10,600	12,700	22,000	24,000
		入場料を徴収する場合	10,000	12,600	15,900	19,000	32,900	35,800
中研修室（第1から第3まで）		入場料を徴収しない場合	5,700	7,100	9,000	11,300	19,600	21,200
		入場料を徴収する場合	8,400	10,600	13,800	17,100	29,200	32,100
小研修室 第1		入場料を徴収しない場合	3,000	4,000	5,000	6,200	10,600	11,500
		入場料を徴収する場合	4,600	6,000	7,400	9,400	15,900	17,400
小研修室（第2・第3）		入場料を徴収しない場合	4,600	6,000	7,700	9,500	16,000	17,700
		入場料を徴収する場合	6,800	8,800	11,300	14,100	24,100	26,300
講師控室（第1・第2）		入場料を徴収しない場合	1室1時間までごとにつき 600円					
		入場料を徴収する場合	1室1時間までごとにつき 900円					

絵画制作室	入場料を徴収しない場合	1時間までごとにつき	600円	
	入場料を徴収する場合	1時間までごとにつき	900円	
陶芸制作室	入場料を徴収しない場合	1時間までごとにつき	600円	
	入場料を徴収する場合	1時間までごとにつき	900円	
調理実習室	入場料を徴収しない場合	1時間までごとにつき	600円	
	入場料を徴収する場合	1時間までごとにつき	900円	
工芸室	入場料を徴収しない場合	1時間までごとにつき	600円	
	入場料を徴収する場合	1時間までごとにつき	900円	
和研修室・茶室	入場料を徴収しない場合	1時間までごとにつき	1,200円	
	入場料を徴収する場合	1時間までごとにつき	1,900円	
県政記念公園	展示会、博覧会、業として行う写真撮影その他これらに類する催しに係るもの（工作物の設置を伴うものを除く。）	入場料を徴収しない場合	1日につき	1,100円
		入場料を徴収する場合	1日につき	1,800円
	展示会、博覧会、業として行う写真撮影その他これらに類する催しに係るもの（工作物の設置を伴うものに限る。）	入場料を徴収しない場合	1日につき	3,400円
		入場料を徴収する場合	1日につき	5,300円
	業として行う映画撮影	入場料を徴収しない場合	1日につき	5,900円
		入場料を徴収する場合	1日につき	8,800円

附 則

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 改正後のかごしま県民交流センターの設置及び管理に関する条例別表の規定は、この条例の施行の日以後の使用許可に係る使用料について適用し、同日前の使用許可に係る使用料については、なお従前の例による。

(提案理由)

かごしま県民交流センターの施設の使用料の額を改定するため、所要の改正をしようとするものである。